

訪問看護料金表【介護保険】(令和6年6月1日現在)

〈保険単位と基本利用料〉 地域区分単価 1単位＝10円

*負担額の計算方法・・・報酬単位×地域区分単価(10円)＝A(小数点以下切り捨て) A×0.9(1割負担の場合)＝B(負担割合が2割の方は0.8、3割の方は0.7) A-B＝利用者負担

《要介護》 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

訪問看護	時間内 8時～18時 (単位)	費用額 (10割) (円)	利用者負担額		
			1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
訪問看護 I 2(30分未満)	471	4710	471	942	1413
訪問看護 I 3(30分以上60分未満)	823	8230	823	1646	2469
訪問看護 I 4(60分以上90分未満)	1128	11280	1128	2256	3384

《要支援》 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

介護予防訪問看護	時間内 8時～18時 (単位)	費用額 (10割) (円)	利用者負担額		
			1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
予防訪問看護 I 2(30分未満)	451	4510	451	902	1353
予防訪問看護 I 3(30分以上60分未満)	794	7940	794	1588	2382
予防訪問看護 I 4(60分以上90分未満)	1090	10900	1090	2180	3270

○夜間(18:00～22:00)または早朝(6:00～8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増
○深夜(22:00～6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増

〈その他の加算料金〉

		(単位)	費用額 (10割) (円)	利用者負担額		
				1割 (円)	2割 (円)	3割 (円)
特別管理加算	(Ⅰ)	500	5000	500	1000	1500
	(Ⅱ)	250	2500	250	500	750
ターミナルケア加算		2500	25000	2500	5000	7500
複数名訪問看護加算(30分未満)		254	2540	254	508	762
複数名訪問看護加算(30分以上)		402	4020	402	804	1206
長時間訪問看護加算		300	3000	300	600	900
初回加算	(Ⅰ)	350	3500	350	700	1050
	(Ⅱ)	300	3000	300	600	900
退院時共同指導加算		600	6000	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600	6000	600	1200	1800
看護体制強化加算	(Ⅰ)	550	5500	550	1100	1650
	(Ⅱ)	200	2000	200	400	600
	介護予防	100	1000	100	200	300
サービス提供体制強化加算		6	60	6	12	18

〈交通費〉

介護保険以外の交通費	事業所から片道5km未満	275円
	事業所から片道5km以上	385円
通常の事業の実施地域を超える場合(車)	片道1kmごと	33円
通常の事業の実施地域を超える場合(交通機関)		実費

通常の事業の実施地域…南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市の一部地域(曾比・栢山)

＜その他の利用料＞

死後の処置料金(在宅で死亡した場合のケア)		11000円
介護保険・医療保険以外の利用	30分未満	4400円
	30分以上1時間未満	9350円
	1時間以降30分増すごとに	3300円